

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、Y県A市所在の会社Bに雇用され、清掃員として清掃の業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日、派遣先のビル内で清掃業務中、階段のモップ掛けをしていたところ、バランスを崩して転倒し、負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、C病院に受診し、「右大腿骨転子部骨折、右上腕骨近位端骨折」と診断され入院加療し、その後、複数の医療機関に転医し加療を継続した結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、平成〇年〇月〇日、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認め、障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、監督署長は、審査請求の審理中の平成〇年〇月〇日付けで請求人に残存する障害を障害等級第9級に変更決定し、障害補償給付を追加支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人は同年〇月〇日付けで審査請求を取り下げた。

今般、請求人は、本件処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官

は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が、障害等級第9級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求代理人は、現在、請求人は右半身が不自由となり、介護の世話になって生活しており、歩くのさえ不自由であり、監督署長の認定した障害等級は低すぎると主張することから、以下に検討する。

(2) 請求人に残存する障害は、請求人の自訴及び医証によれば、右上肢については運動機能障害、変形障害及び神経障害、右下肢については運動機能障害及び神経障害が認められる。

(3) そこで、当審査会において、提出された資料を改めて詳細に検討したところ、まず、障害等級認定基準に従い、右上肢の運動機能障害についてみると、D医師の診断書、同意見書及び関節可動域測定結果によれば、右肩関節の運動可動域は、健側と比較して1/2以下に制限されていることが認められることから、右肩関節は、「関節の機能に著しい障害を残すもの」障害等級第10級の9に該当するものと判断する。

(4) 右上肢の変形障害については、上記診断書には「右上腕骨大結節の骨片が偽関節」とあり、E医師の意見書によると、偽関節となっている部分は、骨端部であると認められる。

したがって、右上肢は「上腕骨の骨端部にゆ合不全を残すもの」として、「長

管骨に変形を残すもの」障害等級第12級の8に該当するが、上記(3)記載のD医師の診断書によれば、上記右肩関節の運動機能障害は、この「上腕骨骨端部のゆ合不全」から派生した障害と認められるから、右上肢の変形障害について、上位の等級である運動機能障害の等級をもって認定することとなる。

(5) 右上肢の神経障害である疼痛については、平成〇年〇月〇日付け聴取書及び平成〇年〇月〇日付け聴取書によれば、右肩関節の運動に伴って疼痛が生じているものと認められ、これは右肩関節の機能障害と通常派生する関係にあることから、上位の等級である右上肢の運動機能障害の等級をもって認定することとなる。

(6) 右下肢の運動機能障害については、D医師の上記診断書、同意見書及び関節可動域測定結果によれば、右股関節の運動可動域は、健側と比較して3/4以下に制限されていることが認められることから、右股関節は、「関節の機能に障害を残すもの」障害等級第12級の7に該当するものと判断する。しかし、右膝関節については、健側に比べ運動可動域は3/4以下に制限されているとは認められず、障害等級に該当する程度の障害はないものと判断する。

(7) 請求人の訴える右下肢の神経障害である疼痛については、右股関節の機能障害と通常派生する関係にあることから、上位の等級である右下肢の運動機能障害の等級をもって認定することとなる。

(8) したがって、請求人に残存する障害は、右上肢については、障害等級第10級に該当する障害が残存し、右下肢については、障害等級第12級に該当する障害が残存するものと認められ、障害等級表に掲げられた障害が2以上あることから、これらについて重い方の身体障害の等級を1級繰り上げ、障害等級併合第9級に該当するものと判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は障害等級第9級を越えるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。